

令和 6 年 11 月 26 日
建 設 局

東京都瑞江葬儀所の指定管理者候補者の決定について

都立公園等では、施設の管理について創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るため、現在 96 施設に指定管理者制度を導入しています。

このたび、令和 7 年 4 月 30 日に指定期間が満了となる東京都瑞江葬儀所の指定管理者候補者を、都立公園等指定管理者選定委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

今後、令和 6 年第 4 回東京都議会定例会に指定の議案を提出し、議決が得られた後、指定管理者の指定を行います。

記

1 対象施設

東京都瑞江葬儀所（東京都江戸川区春江町三丁目二十六番一号）

2 指定期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで（1 年 1 か月）

3 指定管理者候補者の名称

公益財団法人東京都公園協会

4 選定理由及び選定の経緯

（1）特命による選定理由

瑞江葬儀所は設備の老朽化が進んでおり、現在、新施設の改築工事を行っています。今回の指定期間が 1 年 1 か月間と短く、公募により民間事業者を競わせて創意工夫を引き出す余地が乏しく、また、火葬業務の継続性や管理運営の安定性を確保する必要もあるため、現指定管理者である公益財団法人東京都公園協会を指定管理者候補者に特命で選定しました。

【問い合わせ先】

建設局公園緑地部管理課 電話 03-5320-5367

E メール S0000378 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記方法を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。

(2)選定の経緯

指定管理者の選定に当たっては、外部委員を含めた「都立公園等指定管理者選定委員会」を設置し、選定基準等に基づき、提出された事業計画書の書類審査及び事業者ヒアリング等の審査を実施しました。

事 項	日 程
選定委員会の開催（選定方法等の審査）	令和6年7月1日（月曜日）
申請及び事業計画書等の提出	令和6年8月28日（水曜日）
選定委員会の開催（事業計画書等の審査）	令和6年10月7日（月曜日）

(3)選定基準

- （「東京都葬儀所条例第11条第2項」及び「東京都葬儀所条例施行規則第14条」に規定）
- ア 葬儀所の維持及び管理業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること
 - イ 安定的な経営基盤を有すること
 - ウ 葬儀所としての公共性を確保するとともに、効率的な管理運営ができること
 - エ 墓地、埋葬等に関する法律その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること
 - オ 葬儀所の維持の技術に係る指導育成体制が整備されていること
 - カ 葬儀所又はこれに類する施設における良好な管理業務の実績を有すること

(4)評価項目

- ア 業務に相当の知識及び経験を有すること
- イ 安定的な経営基盤を有していること
- ウ 管理運営の体制が整備されていること
- エ 葬儀所利用者に対する質の高いサービスの提供を行えること
- オ 適正な維持管理が図られること
- カ 効率的な管理運営ができること

(5)選定委員会議事要旨

- 引き続き、公営火葬場としての役割を十分認識し、確実な火葬業務、遺族の心情にも配慮したサービスの提供を行っていただきたい。
- 長年の管理実績を生かし、火葬炉等の安全性の確保と円滑かつ確実に維持管理を実施する取組に期待したい。
- 個人情報等を適正に取り扱うための更なる体制強化に取り組んでいただきたい。

5 候補者の事業計画書

別紙 東京都瑞江葬儀所事業計画書 概要版

※1 この事業計画内容は申請段階の計画であり、実際の管理運営に当たって実施する内容は異なる場合があります。

※2 事業計画書本文は、建設局ホームページに掲載しています。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/tokyo_kouen/shitei_koubo/kouen061126mizue

6 選定委員会名及び委員氏名

都立公園等指定管理者選定委員会

(敬称略)

	役 職	氏 名
委員長	一般社団法人日本公園緑地協会常務理事	浦田 啓充
委員	公認会計士	守泉 誠
委員	結 まちづくり計画室 代表 まちづくりプランナー	荻原 礼子
委員	公益財団法人都市緑化機構 主任研究員	菊池 佐智子
委員	東京都建設局総務部長	荒井 芳則
委員	東京都建設局総合調整担当部長	黒田 慶樹
委員	東京都建設局東部公園緑地事務所長	根来 千秋